

2021年1月20日

神戸女学院大学教職員組合
執行委員長 石川 康宏 様

学校法人 神戸女学院
理事長 飯 謙



2020年11月25日付要求書に対する回答書

平素は本学院教育事業の推進のためにご尽力いただき深く感謝いたします。また、学生たちのために、組合として神戸女学院教育振興会へのご寄付を賜りましたことにも御礼を申し上げます。

標記要求書の要求事項について、次のとおり回答いたします。

(質問項目順)

- (1) 2018年度からの懸案事項となっておりました学校法人神戸女学院懲戒規程の制定が2020年10月理事会で承認され、2021年4月1日から施行されることとなりました。ご要望により説明会などの実施も検討いたします。
- (2) 2019年度、貴組合からの「人事課(仮)」設置提案に対しまして、「経営職人事委員会」を定例化することで対応する旨、回答させていただきました。この「経営職人事委員会」を有効な形で機能させていくという方向性のおかげで、主に人事面で、新型コロナウイルス感染症拡大の中、有効な対応策を打ち出していくことができました。兼務等の発令に関しましては、学院常務委員会の承認を得たうえで行いましたが、実際の運用におきましては必要に応じて可能な範囲で柔軟性を持たせました。しかしながら、平時においてはなるべくそうしたことは避けたいと考えています。
- (3) 本年度においては賞与支給割合の改定は行いません。学院財政に対するご配慮に感謝いたします。
- (4) 各種手当については、今般の新型コロナウイルス感染症拡大による学院財政全般への影響などを見極める必要もございます。今後とも引き続き検討を重ねてまいります。
- (5) ハラスメント防止委員会がより適切に機能し、利用者にとっては相談しやすい環境となるようにと考え、現在、神戸女学院ハラスメント防止に関する規程の改正作業を行っております。ご要望に応じて説明会などの実施も検討いたします。

以上